（様式第１号）

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

産業部　農水振興課

監査期間　　令和　５年　６月２６日から
令和　５年　７月　７日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況	検 証 結 果
ア　物品管理事務について図書カードの実枚数と受払簿に記載された残数が一致しないものがあった。	指摘のあった図書カードについては、受払簿の受入は記録されていたが、払出が記録されていなかったので、起案文で使用したことを確認後、払出を記録しました。 　この図書カードは、「アイデア朝ごはんコンテスト」の副賞として使用し、買い置くことはないので、今後は支出調書の備考欄に使用枚数と払出日、目的以外に使用することがない旨を記載し、適切に管理します。	R5年度「アイデア朝ごはんコンテスト」の副賞として使用した図書カードの受払簿の受入記録及び払出記録について適正な事務処理をしていることを確認しました。

（注）１　「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「４　監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
２　「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
３　「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された４～６ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。